

# 長岡造形大学デザイン&付属デザイン 研究開発センターの活動とデザイン保全



森田 守\*

## 【はじめに】

平成7年4月に特許庁の意匠部門を退職し、新潟県所在の長岡造形大学に赴任して以来、瞬く間に9年目を迎えている。

当初こそ教育・研究(知的財産権, 工業デザイン概論, 製図, 卒業・修了研究などを担当)と学内委員会にほぼ専念できたが, 近年は, 他に大学行政, 地方自治体・地域企業・団体関連活動(地域活性化のためのアクションプログラム立案・企画委員など, 一般的に想像するデザイン活動とは限らない)が急増し, むしろ教員・委員会任務より他の業務のほうが多い状況。具体的には, 長岡市のデザインイベント(本学全体を会場に毎年2日間, 老人から子供までの一般市民, 地域の製造販売業・建築・鳶などの多様な企業, 地元商店街, 工業から環境・防災・福祉などの長岡市の各部門が参加, 昨年は5千人程度の入場者)の企画・実行アドバイザー, 地元企業のデザイン研究会(米穀販売やコンクリート製品, 建築会社など多様)のコンサルタント, 加えて今年からは株式会社新潟 TLO の非常勤取締役も務めている。

ところで, 本誌は日本弁理士会を通じた知的財産権の専門誌であり, かつ, 本号は意匠特集であるから本来は, デザイン系大学の教員という立場から意匠法の解釈や運用・活用といったものを考察するのが妥当だが, 既述から諸兄の御明察の通り, 専門的な部分はこのごろ不勉強なので, 編集者の了解を得て, 授業や大学行政並びに大学と地域との共同/支援活動を中心に報告しつつ, これに関連する意匠制度やデザイン保全制度に言及する。

## 【長岡造形大学概要】

長岡造形大学は平成6年(1994)に新潟県長岡市(東京駅から新幹線で約1時間50分)に創設された世界で

も珍しいデザイン単科大学であり, 造形学部及び博士課程を含む大学院を有している。学生数は1,000(県外出身者は約半数)名, 専任教員は36名(外に非常勤教員が約100名), 事務職員は20数名(同10名)のコンパクトな編成である。

学部は, 一般的に芸術学部, 工学部, 農学部, 文学部など多様な学部属しているプロダクト・視覚伝達・金属/テキスタイル工芸デザインや建築・都市計画・まちづくり・建造物保存・造園・景観デザインといった分野を「造形学部」一つに包含し, その学部を産業デザイン学科及び環境デザイン学科の2学科により構成している。当然, 環境デザイン学科では, 他大学と同様に1級及び2級建築士の取得資格などを得られる。

むろん, デザイン単科といっても, 人間の行動態様や感情・要望看取といった側面のデザイン力を感じ得・構成する要素として「アート:芸術」の感性や能力保持は不可欠であり, これは, ことに金属工芸やテキスタイルデザイン, 建築デザインそして視覚デザイン分野に造形成果として発露される場合が多い。



大学全景

\*長岡造形大学教授  
長岡造形大学デザイン研究開発センター長

## 【長岡造形大学デザイン研究開発センター】

長岡造形大学デザイン研究開発センター（以下、本センター）は大学創設時に付属機関として発足した。センター事務局は学部事務局スタッフが兼任し、受託研究プロジェクトスタッフなどの要員は本学の全教員が対象であり、多様なデザインプロジェクトに不可欠なスタッフを容易に編成可能であり本センターの特徴でもある。

本センターの設立目的は、「本学の研究成果を広く企業等に伝えるとともに企業等との共同研究等を推進することにより、本学の教育研究の進展と地域社会における創造的研究開発活動の振興に寄与すること」であり、地元長岡地域や新潟県内自治体・団体・企業発信の受託研究などが主たる発注元であるが、ことに歴史的建造物の諸調査では首都圏や遠く広島や和歌山にも活動実績を残している。

平成13年度までに、教員が中心となった受託研究プロジェクトは、地域のサイン計画、歴史的建造物調査、町並み保存報告、公園などの整備計画、事業の新展開を図る製品デザイン開発支援などが38件。そのほかの業務に、毎年開催される長岡市のデザインイベントや新潟県などのデザイン関連施策の企画・実行支援があり、また、学部・院生への実践的応用教育研究を主眼とした新酒のラベル開発、観光バスのカラーリング、利器・工具のデザイン開発などを前記した受託研究プロジェクトのほかに年間数件受託している。

加えて、個別企業などに対して工業所有権情報の提供やデザイン開発・技術相談を行い、その際、本センター室内に(社)発明協会発行のCD-ROM 意匠公報及び検索用パソコンを設置し、学内外の工業所有権に関する事案に活用している。なお本センターへの来所人数は、自治体職員を主として年間150から200名である。

## 【学外と協同する実践的なデザイン教育】

既述した本センターを窓口とした応用教育研究プロジェクトは、企業や地方自治体・団体等から受託する実践的なデザイン開発プロジェクト。ここでの本センターの任務は一人の教員に複数の学部生や大学院生を助手とする実戦教育を主眼としたプロジェクトをコー

ディネイトすることであり、近年増加する傾向にある。

本学周辺には長岡市内の工作機械や金属製品を中心とした製造企業はむろんのこと、利器・工具・飲食用具を生産する三条・燕地域、ニットの見附市、家具の加茂市などがあり、その製品の魅力形成にデザインが重要な要素を占める企業が数多くある。しかし、これらの概ねは経済的、人的に脆弱であるため、頻繁なデザイン開発が不可欠であるにもかかわらず、近年は特に、思うような新製品・商品開発活動ができない状況にある。

一方、デザイン系の学生にはデザイン・建築事務所、企業における実践的なデザイン業務体験が感性の取得や技量の向上あるいは就職活動の上で極めて効果的だが、首都圏に比較して新潟や長岡地域にはこれを可能とする事業所が僅かしかない。

このような状況の中、デザイナーへの当初開発費は実費程度、試作・改造試作や実施品製作経費は依頼側負担、デザイン料や知的財産権取得などの権利譲渡経費は商品販売後のロイヤリティーとする方式が基本である本プロジェクトは周辺企業などにとっても受け入れ易いものと理解されつつある。

## 【技術的優位性だけでは市場を獲得しにくい】

優秀な商品が十分に使命を果たすには、技術的優位性や有効な流通システムのみならず、そのユーザーや消費者の共鳴を得る造形上の提案性を備えなければならない。しかし、本学周辺地域にある企業にはマーケティング意識の欠如や待ちの姿勢、言われたことだけをやる下請意識、旧慣遵守主義などが本センターの経験上随所に窺われ、近年の創造性や自社特有の生産技術保持を重視した企業・産業行動からはほど遠い場合が少なくない。以下に既述する木炭ストーブ開発プロジェクトはこれに挑戦したものである。

「バイオマスエネルギーストーブ（木炭ストーブ）のデザインと開発」は、新潟県から委託された(財)信濃川テクノポリス開発機構の「提案公募型技術開発研究補助事業」の提案研究課題採択を受けて実施したものである。従来、提案公募型技術開発研究補助事業の

指定は新技術開発補助のものが多いが、デザイン系のプロジェクト採択では県内では本学が初めてとなった。

本件は、オリジナル製品とはいえ、技術的な先行性（本件ストーブは「薪」ではなく、「木炭」を燃料としたものである。『木炭』は従来から熱量が低く、ストーブには適さなかったものを二次燃焼装置などの特許を取得した新技術開発によりこれを克服した）のみでは必ずしも市場の優位性を獲得できないとの認識の下、従来にないオリジナル性の高い内外観形態と炎の視覚性を重視したデザインと新技術との融合を狙ったものであり、又、ともすればオリジナリティーや創造性が後回しになりがちな県内鋳物製品産業において、恒常的な下請け体質から脱し、独自の責任とリスクに基づいた新たな製品開発と流通・販売ノウハウの獲得を図ったものでもある。

もちろん、技術開発担当の企業や木型・鋳物製造企業における設計図面作成・流し込み工程などで頻繁にトラブルが発生し、又、「製造物責任法対策」など本件担当の教員はその調整・修正におわれ、非常な困難に遭遇した。しかしながら、多様な関係者・新体験の数々の中での新製品デザイン開発は、そのデザインワークのみならず、デザイン契約などの面でも、本センターの運営にとっても貴重な経験となった。



バイオマスエネルギーストーブ

### 【デザインの知的財産権制度教育】

大学内で発生するデザインの知的価値の多様性や創

作者の経済的脆弱性また大半が試行デザインであることを考えた場合、その創作保全は工業所有権制度に止まらず、不正競争防止法、著作権制度、民法の不法行為対応など、知的財産保護・活用制度全般の十分な理解と創作者及び大学の身の丈にあった活用が求められる。

すなわち、一般的に大学でのデザインの創作価値保全・活用教育や活動は、十分ではなく、本学も残念ながらその例外ではない。近年は経済産業省、特許庁及び文部科学省の大学における知的財産権制度活用に関する諸施策があるとはいえ、権利の取得や維持経費及び運用体制の確保負担を鑑みた場合、本学では、当面は諸機関・団体の支援を得てこそできる範囲で対応せざるを得ない。

具体的には、本学では学部にて半年間の「デザイン法規」講座を開設し、毎年100名前後の受講生を対象に、法令と権利や私権との関係・工業所有権法・著作権法・不正競争防止法・デザイン契約事項を主たる内容としてその概要を教授している。その際には、特許庁提供による特許・意匠・商標制度に関する工業所有権標準テキストの提供を受け、副読本・資料として活用している。

実践面では、本センター発議により平成13年(2001)に長岡造形大学を特許法に基づき特許庁長官が指定する学術団体とする手続を行い、本学内で発表された諸研究論文・成果について、発表から6ヵ月以内であれば、新規性喪失の例外規定を受けられるべく、特許取得にかかわる環境整備を行った。

また、プロダクトデザインなどの卒業・大学院の修了研究並びに、本センターの受託研究プロジェクト成果のデザイン保全は、まずは不正競争防止法を活用し、必要に応じて意匠権などの取得を行なうこととしている。具体的には、社団法人日本デザイン保護協会の協力を得て、該協会へのデザイン寄託（意匠公開情報など）を行なっている。

なお、地域企業などへは、平成12年(2000)、新潟県の(財)県央地場産業振興センターと連携し、これも不正競争防止法を主たる根拠法とするインターネットを用いた、新製品情報の収集・蓄積・提供・デザイン

保全システムを構築・支援している。

**【本学のデザイン創作保全の実践・デザイン寄託】**

デザイン系大学に在籍する学生による課題・卒研などのデザイン成果に関する知的財産保全システムの充実が求められる中、本学では、これらを電子データに転換し、社団法人日本デザイン保護協会にデザイン寄託することにより、創作事実の世界的・全国的な公開と証拠力強化を図っている。なお、寄託されたデザインは、日本意匠分類付与などの書誌事項整備をした後、前記協会のデザインデータベースに蓄積され、ホームページを介して一般に公開されており、平成13年度は74件、平成14年度も同数程度蓄積する予定。

このデザイン寄託の効果は、「他者による権利化防止」「学生などに対する知的財産権の実践的教育及び創作権利・保全意識の惹起」「将来的なデザイン成果の日常的な公開を通じたデザイン系大学や企業デザイン部門との交流強化」を期待している。

ただし、この実施に重要なことは、前記協会のホームページによる公開をより円滑にかつ意義あるものにするため、寄託デザインのデータについて、寄託者は著作物の無償利用許諾に応じることが不可欠であり、当然、創作者（学生など）の個別意思の尊重が肝要である。

以下は、社団法人日本デザイン保護協会のデータベース検索・結果画面

- ① まずは、社団法人日本デザイン保護協会のホームページ (<http://www.jdpa.or.jp>) を照会する。
- ② 次に、公知意匠検索画面を呼び出す。
- ③ 当初入力画面（検索・照会者のメールアドレス入力…記憶される為、次回からは入力の必要はない）

④ 入力画面 その2（長岡造形大学と入力）

⑤ 回答画面 その1（目次画面）

	物品名：座いす 意匠分類(1)：D2-10 JDP A 受入番号：G200200054	公開日：H140731
	物品名：収納具 意匠分類(1)：D2-50 JDP A 受入番号：G200200013	公開日：H140731
	物品名：レコード収納キャビネット 意匠分類(1)：D2-5324 JDP A 受入番号：G200200049	公開日：H140731

⑥ 回答画面詳細 注：デザインコンセプトなども入力されている

【物品名】	座いす
【意匠分類】	D2-10
【(製品)名称】	子供に集中力を持たせる椅子「F」こぞ
【(製品)番号 / 登録番号】	081111
【企業(個人) / 学校名】	長岡造形大学
【発明者(個人) / 学校住所】	新潟県長岡市宮前町1-9-7 藤見
【創作年月】	野本 達明
【権利】	通常意匠

**【地域企業・団体と知的財産権制度】**

デザインセンターや学外委員会業務における新製品デザイン開発関連の受託プロジェクトやデザインコンペティションを通じたデザイン成果物などの知的財産権は、工業所有権を出願する権利を含めて一般的に依頼主に帰属することになっている。しかし、この3年間の内、意匠権の取得に結実した案件は1件であり、その他に社団法人日本デザイン保護協会へのデザイン寄

託がやはり1件である（本学が該協会と提携し、デザイン寄託する約150件や一般企業のデザイン開発相談後の該企業による意匠・特許出願対処などは除く）。

プロジェクト契約時や新商品開発過程において依頼者と必ず議論することは工業所有権の取得である。しかし、依頼者が個別企業である場合は弁理士による代理経費を含めた意匠権の権利取得経費に難を示し、また、財団などが主導する事業協同組合単位のプロジェクトの場合は権利の共有方や実施時の使用契約形態に複雑さや困難性を感じる為、結果的に意匠権の取得にまでつながらないことが多い。

このような場合、まずは「不正競争防止法の商品形態模倣の禁止規定」及び「意匠法の新規性・創作性喪失の例外規定適用出願規定」を説明し、その上でデザインした証拠能力を高める手法として前記したデザイン寄託制度の活用を薦めている。意匠権と不正競争防止法の適用では紛争時の影響力に大きな違いが生じる可能性があるが、経済的に脆弱な制度利用者にとっては、対応し易いようである。もっとも、不競法を前提とした新デザイン情報の公開実績は、今のところ本学と燕・三条地域所在の財団法人県央地域地場産業振興センターにとどまっている。

意匠制度運用者にとっては、このような不正競争防止法の活用は歯がゆいと考えられる可能性があるが、創作デザインの保全・利用意識にかわりがあるわけではなく、これが一般化し具体的な経済効果を生むことによって、さらに高次の意匠の創作意欲が地域産業界に醸成されていくことこそが意匠権を中核とするデザイン保全・利用制度の進展に意義あるものとする。

その他には、地域企業のみならず、地方自治体からの知的財産権関連相談も少なくない。例えば、デザイ

ンコンペの募集要項の作り方、特に、知的財産に関する応募者と主催者の位置付けや相互の対応である。ことにポスターなどの著作権関連では、主催者側は全ての著作権に関する権利を譲渡されたと考えている場合が多く、移転が不可能な著作者人格権と譲渡可能な複製権との相違などの説明が不可欠である。因みに、相談者が具体的に権利取得に動く可能性がある場合は、地元の弁理士（長岡では確か2事務所）の方々とも明確な相談をすべくお願いしている。

### 【おわりに】

当地域に限って見ても、小規模ながらまだデザイン開発の需要は多い。だが、意匠権に密接な案件ながら、デザイン開発と意匠制度活用との関係を実践的に指導する人材は少ない。しかし、近年の意匠法の大幅改正は、出願人自身がその意匠権戦略や個別商品の意匠権取得戦術を従来に増して考えることを要請していると思われ、であるからこそ、これに対応する人材の導入や育成が当地域の中小企業にとって不可欠と考える。

幸い、全国の県単位にデザイン系のカリキュラムを有する大学・短大が創設されている今日、各地域の大学こそが、地域のデザインにかかわる創作とその知的財産制度を普及啓発する拠点の一つになり得るものであり、その観点からも、本学は無論のこと、地域のデザイン系大学・学部などは、地域の弁理士や諸関連団体・機関と連携をとり、デザイナー導入やデザイン契約、知的財産権取得支援などの相談役や仲介役を積極的に果たすべきと思料する。

一方、特許庁や日本弁理士会は、地域大学・関係団体などとの交流を積極的かつ能動的に深化させ、意匠制度教育や意匠制度利用促進諸施策を通じたデザイン開発支援を実践する中で地域企業や産業の活性化に貢献できるものであり、また期待されるころでもある。

（原稿受領 2003. 5. 23）